

手話通訳者の専門性

聴覚障害者

聴覚障害者は、きこえの状態や失聴時期、本人の意向等により「ろう者」「ろうあ者」「難聴者」「中途失聴者」などと呼ばれますが、本稿ではそれらを包括的に捉えた「聴覚障害者」という言葉を使用します。ただし聴覚障害者は、その生活様式・コミュニケーション手段・個々の生育歴や個性等が多様であり、一括りにできる存在ではありません。

厚生労働省の「身体障害児・者実態調査（平成一八年）」によると、日本の身体障害者の総数は約三三六六万人。そのうち聴覚障害者は約二九万人です。このうち、コミュニケーション手段として手話・手話通訳をあげている人は約

六万四千人です。ただ、これは複数回答方式の調査のため、主たるコミュニケーション手段として手話を使用している人はこれよりも少ないと考えられます。その他、聴覚障害者は補聴器や人工内耳の利用、筆談、要約筆記などの方法で意志疎通をはかっています。

登録手話通訳者と手話通訳士

私は、平成一六年四月から地域の手話通訳者としての活動を始めました。一般的に、区市町村や地域の社会福祉協議会、行政の委託を受けた法人等が通訳者の派遣元となり、私たちは試験等を経て各団体に登録します。その後、各団体を通して通訳依頼を受けます。平成一八年施行



谷村 隆人
手話通訳士

【たにむらりゅうと】平成13年中央大学法学部卒業。出版社（営業職）、心身障害児学級補助員を経て、平成18年手話通訳士登録。平成19年東京都立中央ろう学校非常勤講師（社会科）、平成21年同校退職。現在、手話通訳者として活動中。

の障害者自立支援法第七七条は、手話通訳・要約筆記を含む地域生活支援事業を市町村が行うと定めています。ただ、自立支援法施行以前から都道府県単位でも広域派遣が行われてきました。これには、通訳場面が聴覚障害者の生活全般にわたることや、通訳者の質の確保、聴覚障害者のプライバシー権の擁護、通訳者を孤立させないネットワークづくり、通訳者の健康管理、緊急時対応や夜間（公共交通機関を利用できない時間帯）対応等、様々な理由があります。

一方、手話通訳士は平成元年からスタートした、厚生労働省が認定する公的資格であり、主に通訳の実務経験三年以上を目安として毎年一回試験が行われています。第一回から第二〇回までの平均合

●障害の程度別にみた聴覚障害者のコミュニケーション手段の状況（複数回答）

障害の程度	総数	補聴器や人工内耳等の補聴機器	筆談・要約筆記	読話	手話・手話通訳	その他	不詳
総数	338 (100.0)	234 (69.2)	102 (30.2)	32 (9.5)	64 (18.9)	23 (6.8)	20 (5.9)

() 内は構成比 (%) (単位：千人)
資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(平成18年)

格率は約一五・二％です。一次試験は学科で、「障害者福祉の基礎知識」「聴覚障害者に関する基礎知識」「手話通訳のあり方」「国語」が問われます。二次試験は、手話を読み取り日本語に通訳する技術と、日本語を聞き取り手話に通訳す

る技術を見るのです。平成二十年一二月現在、二三〇〇人あまりの手話通訳士が登録されています。

つまり、行政や、派遣団体に登録して活動している人たちが「登録手話通訳者」と呼び、厚生省の委託を受けた(社福)聴覚障害者情報文化センターの実施する手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)に合格し、同センターに登録した人たちが「手話通訳士」と呼んでいるのです。前者は、資格ではありません。通訳のニーズは、医療・福祉・教育等を中心に、聴覚障害者の生活場面全般にわたります。身近なところでは、衆議院・参議院議員選挙の政見放送でテレビに登場するのが、手話通訳士です。平成九年に日本手話通訳士協会(現、一般社団法人日本手話通訳者協会)が発表した「手話通訳士倫理綱領」は、手話通訳士を専門職たらしめる基本理念であり、手話通訳士だけでなくすべての手話通訳者の拠り所となっています。

手話通訳者を志した理由

私が手話学習を始めたのは、大学に入学したばかりの平成九年五月でした。当時、身近に聴覚障害者の知り合いがいたわけではなく、大学での専攻も福祉や言語ではありませんでした。ただ、憲法第二五条の生存権の大切さだけは、弁護士

であった祖父の教えとして頭にしみついていました。また、小中学校を通していじめを受け、またその現場を目の当たりにしていたため、自分だけは差別や偏見をすまいという思いもありました。何気なく発する自分の言動が、知らずのうちに他者を傷つけることに嫌悪感を抱いていました。手話を学べば、聞こえない人の気持ちに触れることができる。そうすれば、彼らを尊重し、差別や暴力をより敏感に捉えられるようになるだろうと考えたのです。しかし、手話を始めたころは、まだ通訳者になろうという考えはなく、言葉を学ぶという意識で地域の手話講習会に通っていました。地元の聴覚障害者協会や通訳者の方々が、優しく、時に厳しく、そして根気強く教えてくださいました。

手話学習を始めて三年が過ぎようとしていた頃です。(社)東京都聴覚障害者連盟が主催する耳の日記念文化祭という聴覚障害者の行事がありました。出店やアトラクションなどで賑う中、私は「盲ろう者コーナー」に入りました。「盲ろう者」とは、目が見えず、耳が聞こえない方です。ここは、盲ろう者とコミュニケーションをしてみようという趣旨のコーナーでした。「手話をしても見えないから、どう会話をするのだろうか」と考えながら、盲ろう者の前に座りました。すると、彼は私の手を握ってきたのです。「そのま

ま、ゆつくり手話をしてください。」係の人の声で、私は自己紹介をしました。すると、目の前の人は私の手の形を、自分の手で触って確かめながら、私の言葉を読み取ってくれたのです。後になって、これが「触手話（しょくしゅわ）」だと知りました。身体の中で津波が起きているような感覚でした。「人というのは、こんなにもコミュニケーションを欲しているのか」という気づきと驚きでした。手が触れ合っているのに、恥ずかしいような、心の中を見透かされているような、妙な気分でした。

これらの出来事から、聴覚障害者がいかにコミュニケーションを必要としているか、人間が生存する上でいかにコミュニケーションが大切かということを知りました。もつと彼らに寄り添い、深く語り合いたいと思いました。そのため、彼らの生活場面に多く接する機会を得るため、手話技術を磨くため、通訳者になるうと考えたのです。

手話通訳者の専門性

ここでは、通訳現場で受けた意見や質問から、手話通訳者の専門性について考えてみたいと思います。ただ、これは個人の考え方であり、必ずしも通訳者全体、または聴覚障害者全体の共通認識ではないことをお断りしておきます。

「(医師や弁護士等から) 私の言葉通りに訳してください」

医師や弁護士が、通訳者を介してクライアントと話をする場面です。医師や弁護士は、医学・法学の専門家です。クライアントに対して自らの言葉で伝えなければならぬ責務があるのでしょうか。ただ、手話通訳というのは、単なる言葉の置き換えではありません。これは、(財)全日本ろうあ連盟が厚生省(当時)に提出した「手話通訳制度化調査検討報告書(昭和六〇年)」や「手話通訳士(仮称)認定基準等に関する報告書(昭和六三年)」等でも確認されていることです。日本の手話と日本語とは別の言語であり、単なる直訳や単語の変換では通じ合えないということだと、理解しています。

たとえば、日本語と英語の場合を考えてみましょう。日本語で「よろしくお願ひします」という言葉はよく使われますが、これに該当する英語はないようです。平成一六年一〇月一日の読売新聞には、「新顔として周囲の協力、支援を請うのは当然、と思うのは、日本人の甘えの意識の表れなのかもしれません」という記事が載っています。「よろしく…」は、単語を置き換えただけなら「Good, please!」でしょうか。これでは、意味をなしません。英語に直訳すれば「Please

accept me and support me. (私を受け入れ、そして協力して下さい)」という感じになるようです。しかし、英語圏の人は、このような英語は使わないようです。では、どんな英語を選ぶかと考える時に、なつて大切なのがお互いの国の文化です。ビジネスの場面では「Please consider my proposal. (この件を、よろしくご検討下さい)」と言うこともあるそうです。初対面で「よろしく…」と言うとしたら、「Nice to meet you! (あなたに会えてうれしい!)」かもしれません。

このように、異なる言語間においては、単語レベルでも文章レベルでも、言葉を置き換えるだけでは通訳はできません。手話と日本語においてもそれは同様なのです。

その他、耳が聞こえる・聞こえないにかかわらず、受けた教育や社会経験などの違いによつて、理解できる言葉やコミュニケーション力は様々です。いわゆる「ろう教育」等については本稿では言及しませんが、まだまだ解決されていない問題はたくさんあります。とにかく手話通訳者は、聴覚障害者と健聴者の生活・文化の違いを認識し、手話と日本語の違いを理解し、相手に伝わる言葉を選択します。その上で、原発言のメッセージをつかんで伝えるのです。これも、手話通訳者の専門性なのです。

次に、あるイベント会場でのことです。



通訳者はテントに待機し、聴覚障害者が来たら道案内やアトラクションへの付き添いをするという仕事でした。そこで、主催団体の方からこう言われたのです。

「待機時間が長いと、通訳者に申し訳ない。こうしたイベントでは、開会式と閉会式だけといったように、時間を限定して依頼したほうがいいのだろうか。」

私は、この問いに対してこう答えました。

「ご配慮頂き、ありがとうございます。通訳者が待機していれば、突発的なことが起きてもここに来れば通訳者がいると

いうことで、聴覚障害者の安心感につながると考えております。」

手話通訳者は国の制度や聴覚障害者の日常や、彼らが直面する不利などを知り、必要な時には情報提供するという役割があるのです。このイベントでは、参加者が道に迷う・怪我をする・予定が突然変更されるなどのリスクが予想されます。これらの情報は会場が広いので「音声情報」として放送されるでしょう。すると、聴覚障害者には届かないのです。聴覚障害が、情報障害であると言われる所以です。また、助けを求めたいとき、周囲の人は適切に対応できるでしょうか。手話や筆談、身振りなどで伝えようと努力してくれる人はどれだけいるでしょうか。そもそも、耳が聞こえないということとは傍目からは分かりにくい事です。それがつかめなければ、周囲の人は対応に困るでしょう。聴覚障害が、コミュニケーション障害と言われる所以です。手話通訳者は、手話通訳士試験で問われるような「理論」と、普段の聴覚障害者との関わり・経験から、これらの問題を予測し、現場での「実践」に活かします。理論を持ち、実践につなぐことが、本当の専門性であると考えます。そして、通訳者がいることが聴覚障害者に伝わっていれば、「何か起きた時にも手話通訳者がいる」という安心感につながると思うのです。そして、その「安心感」というも

のは、私たち健聴者が普段気にも留めず
に享受している、見えざる権利なのです。
「いつでも・どこでも・すぐに」というこ
とが、手話通訳者の大切な役割なのです。

ASTORIA

私は、手話通訳者としては五年半ほどの経験しかありません。本稿で述べたことはすべて、先輩達から学んだことを含めて私の個人的経験の中から導き出した見解であり、その不確定要素をいくばくか補てんする意味でいくつかの文献を参考にさせていただきました。もちろん、手話通訳者の専門性をすべて網羅することは到底できません。しかし、この文章を書かせていただいたことで、これからまた技術研鑽を続け、聴覚障害者の気持ちに寄り添う通訳者を目指そうと心を新たにすきつかけとなりました。厚く御礼申し上げます。

〈参考文献〉

- ・『手話通訳技能認定試験傾向と対策』（中央法規・平成二二年）…試験科目等
- ・社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターホームページ：手話通訳士試験合格者数と合格率
- ・『手話通訳の理論と実践』（財）全日本ろうあ連盟発行・平成一〇年）…手話通訳士倫理綱領
- ・『手話通訳のあり方・動き方』（全国手話通訳問題研究会・平成二二年）